

令和6年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について

令和6年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員については、以下のとおり定める。

1 募集人員を定める学校・学部・学科

(1) 視覚障害特別支援学校

学校名	学部・学科名	募集学級	募集人員
文京盲学校	高等部 専攻科 保健理療科	2学級	16人
	高等部 専攻科 理療科	2学級	16人
八王子盲学校	高等部 専攻科 保健理療科	1学級	8人
	高等部 専攻科 理療科	1学級	8人

(2) 聴覚障害特別支援学校

学校名	学部・学科名	募集学級	募集人員
中央ろう学校 (中高一貫型)	中学部	3学級	18人
	高等部 普通科	3学級	24人

(3) 知的障害特別支援学校

学校名	学部・学科名	募集学級	募集人員
永福学園	高等部 就業技術科	10学級	100人
青峰学園	高等部 就業技術科	6学級	60人
南大沢学園	高等部 就業技術科	10学級	100人
志村学園	高等部 就業技術科	8学級	80人
水元小合学園	高等部 就業技術科	8学級	80人
足立特別支援学校	高等部 職能開発科	2学級	20人
港特別支援学校	高等部 職能開発科	2学級	20人
江東特別支援学校	高等部 職能開発科	2学級	20人
東久留米特別支援学校	高等部 職能開発科	4学級	40人
青鳥特別支援学校	高等部 職能開発科	2学級	20人
練馬特別支援学校 ※1	高等部 職能開発科	2学級	20人
八王子南特別支援学校 ※2	高等部 職能開発科	2学級	20人

※1 令和6年度に職能開発科を設置。

※2 令和6年度に開校、職能開発科及び普通科を設置。名称については、令和5年第3回東京都議会定例会で可決された「東京都立学校設置条例の一部を改正する条例」が公布されるまで、仮称の扱いとなる。

2 募集人員を定めない学校・学部・学科

(1) 視覚障害特別支援学校

学校名	学部・学科名	募集人員
文京盲学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
八王子盲学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
	高等部 保健理療科	募集人員を定めない

(2) 聴覚障害特別支援学校

学校名	学部・学科名	募集人員
立川学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
	高等部 専攻科	募集人員を定めない
葛飾ろう学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
	高等部 専攻科	募集人員を定めない

(3) 肢体不自由特別支援学校(肢体不自由教育部門)

学校名	学部・学科名	募集人員
光明学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
小平特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
北特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
城南特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
村山特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
町田の丘学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
八王子東特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
大泉特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
多摩桜の丘学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
墨東特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
あきる野学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
永福学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
青峰学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
府中けやきの森学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
志村学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
鹿本学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
水元小合学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
花畑学園	高等部 普通科	募集人員を定めない

(4) 知的障害特別支援学校(知的障害教育部門)

学校名	学部・学科名	募集人員
青鳥特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
王子特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
武蔵台学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
しいの木特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
七生特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
町田の丘学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
羽村特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
墨田特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
江東特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
中野特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
足立特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
葛飾特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
港特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
白鷺特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
板橋特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
田無特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
あきる野学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
田園調布特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
多摩桜の丘学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
練馬特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
府中けやきの森学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
八王子西特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
東久留米特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
八王子南特別支援学校 ※2	高等部 普通科	募集人員を定めない

※2 令和6年度に開校、職能開発科及び普通科を設置。名称については、令和5年第3回東京都議会定例会で可決された「東京都立学校設置条例の一部を改正する条例」が公布されるまで、仮称の扱いとなる。

(5) 病弱特別支援学校(病弱教育部門)

学校名	学部・学科名	募集人員
光明学園	高等部 普通科	募集人員を定めない
小平特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
北特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない
墨東特別支援学校	高等部 普通科	募集人員を定めない

第百十八号議案

令和六年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員
について

令和六年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員を次のように定める。

令和五年十月十二日

東京都教育委員会

- 一 視覚障害特別支援学校高等部専攻科保健理療科及び理療科
 - (一) 文京盲学校
 - ア 高等部専攻科保健理療科募集人員
十六人
 - イ 高等部専攻科理療科募集人員
十六人
 - (二) 八王子盲学校
 - ア 高等部専攻科保健理療科募集人員
八人
 - イ 高等部専攻科理療科募集人員
八人
- 二 中高一貫型聴覚障害特別支援学校中学部及び高等部普通科
 - (一) 中央ろう学校中学部募集人員
十八人
 - (二) 中央ろう学校高等部普通科募集人員
二十四人（自校進学者を含む。）
- 三 知的障害特別支援学校高等部就業技術科及び職能開発科

(九) (八) (七) (六) (五) (四) (三) (二) (一)

- (一) 永福学園高等部就業技術科募集人員
百人
- (二) 青峰学園高等部就業技術科募集人員
六十人
- (三) 南大沢学園高等部就業技術科募集人員
百人
- (四) 志村学園高等部就業技術科募集人員
八十人
- (五) 水元小合学園高等部就業技術科募集人員
八十人
- (六) 足立特別支援学校高等部職能開発科募集人員
二十人
- (七) 港特別支援学校高等部職能開発科募集人員
二十人
- (八) 江東特別支援学校高等部職能開発科募集人員
二十人
- (九) 東久留米特別支援学校高等部職能開発科募集人員

四十人

(十) 青鳥特別支援学校高等部職能開発科募集人員

二十人

(十一) 練馬特別支援学校高等部職能開発科募集人員

二十人

(十二) 八王子南特別支援学校高等部職能開発科募集人員

二十人

八王子南特別支援学校の名称について、令和5年第3回東京都議会定例会で可決された「東京都立学校設置条例の一部を改正する条例」が公布されるまで、仮称の扱いとなる。

四 以下に示す特別支援学校高等部普通科、視覚障害特別支援学校高等部保健理療科及

び聴覚障害特別支援学校高等部専攻科については、募集人員を定めない。

(一) 視覚障害特別支援学校高等部普通科

文京盲学校、八王子盲学校

(二) 視覚障害特別支援学校高等部保健理療科

八王子盲学校

(三) 聴覚障害特別支援学校高等部普通科

(四)

立川学園、葛飾ろう学校

肢体不自由特別支援学校（肢体不自由教育部門）高等部普通科

光明学園、小平特別支援学校、北特別支援学校、城南特別支援学校、村山特別支

援学校、町田の丘学園、八王子東特別支援学校、大泉特別支援学校、多摩桜の丘

学園、墨東特別支援学校、あきる野学園、永福学園、青峰学園、府中けやきの森

学園、志村学園、鹿本学園、水元小合学園、花畑学園

知的障害特別支援学校（知的障害教育部門）高等部普通科

(五)

青鳥特別支援学校、王子特別支援学校、武蔵台学園、しいの木特別支援学校、七

生特別支援学校、町田の丘学園、羽村特別支援学校、墨田特別支援学校、江東特

別支援学校、中野特別支援学校、足立特別支援学校、葛飾特別支援学校、港特別

支援学校、白鷺特別支援学校、板橋特別支援学校、田無特別支援学校、あきる野

学園、田園調布特別支援学校、多摩桜の丘学園、練馬特別支援学校、府中けやき

の森学園、八王子西特別支援学校、東久留米特別支援学校、八王子南特別支援学

校

病弱特別支援学校（病弱教育部門）高等部普通科

光明学園、小平特別支援学校、北特別支援学校、墨東特別支援学校

(六)

聴覚障害特別支援学校高等部専攻科

(七)

立川学園、葛飾ろう

八王子南特別支援学校の名称について、令和5年第3回東京都議会定例会で可決された「東京都立学校設置条例の一部を改正する条例」が公布されるまで、仮称の扱いとなる。

(提案理由)

令和六年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員を定める必要がある。